

## NPO法人 宅老所心 資格取得・研修費等貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、職員のスキルアップを目的に業務命令以外での資格取得や研修参加等の費用等について定めるものとする。

### (承認)

第2条 職員の資格取得・研修受講等については、事業所ごとに年間計画を定め理事長の承認を得て進めるが、この規程の対象研修等は別表1に定めるものとする。

### (研修費等)

第3条 職員が受験又は研修等の費用を要する場合で、費用の助成を求める職員は予め申請書に記入し、管理者の承認を得、本規程を順守誓約するものとする。

2. 費用の範囲は別表1の通りとし、定めのない場合は管理者に相談・決定する。

3. 費用の貸与は、同一資格受験の場合は初回のみとする。研修について、修了しなかった場合、返還を求める。

### (交通費)

第4条 交通費の支給については、実費分を助成対象とする。(私用車の場合は15円/キロ計算)

### (日当)

第5条 出張扱いとはしないため、自身の公休及び有給休暇を使用しての受験・受講とする。

### (宿泊料)

第6条 宿泊研修の場合、本人の求めに応じ実費分を助成対象とする。

### (精算)

第7条 前条により、精算を行う場合は、領収書及び明細書を添付しなければならない。

2. 精算は、受験又は研修等費用(交通費・宿泊費を含む)を上限金額とし、領収書及び明細書により支給する。

### (返金)

第7条 本人都合により3年以内に退職した場合は、別表2により返金することとする。但し、特別な事情による退職の場合については、理事長・事務局長・管理者でその都度協議し、承認された場合は返金を求めない。

### (不支給)

第8条 本人の重大な責により、研修・受験の目的を達することができなかった場合、受験料及び研修に要した費用(交通費、キャンセル料等を含む)は本人負担とする。

### (参考)

### 第9条

(1) 法定義務付け研修については、年度計画で対象者を各事業所でピックアップし、出張(勤務)として参加させる。

(2) 業務上必要(妥当)と理事長又は管理者が判断した研修については、出張(勤務)として参加させる。(事業所として法的要件を充足させるため、または加算取得のため)

### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

資格取得・研修費等 申請書

NPO法人宅老所心 理事長 村田 美穂子 様

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

本規程を精読し、内容に同意しましたので、下記の通り申し込みいたします。

研修・受験名称： \_\_\_\_\_

研修・受験場所： \_\_\_\_\_

期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

項目	金額	備考(詳細)
研修費		
受験料		
交通費		
宿泊費		

※添付書類（受験概要又は研修概要等）

.....

理事長	事務局長	管理者	担当事務

令和 年 月 日

資格取得・研修費等 受領書 (決定済額)

項目	金額	備考
研修費		
受験料		
交通費		
宿泊費		
合計		

※領収書・明細書を添付

別表 1

	受験料	受講料	交通費	宿泊費
介護福祉士	○	○	○	×
社会福祉士	○	○	○	×
介護支援専門員	○	○	○	×
介護職員初任者研修		○	○	×
介護職員実務者研修		○	○	×
認知症基礎研修		○	○	×
認知症実践者研修		○	○	×
認知症リーダー研修		○	○	×
認知症指導者養成研修		○	○	○
認知症専門士	○	○	○	×
介護福祉士基本研修		○	○	×
介護福祉士 FS 研修		○	○	×
その他	○	○	○	×

別表 2

	1年未満	2年未満	3年未満	3年以上
介護福祉士	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
社会福祉士	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
介護支援専門員	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
介護職員初任者研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
介護職員実務者研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
認知症基礎研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
認知症実践者研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
認知症リーダー研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
認知症指導者養成研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
認知症専門士	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
介護福祉士基本研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
介護福祉士 FS 研修	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除
その他	全額返金	50%返金	20%返金	返金免除